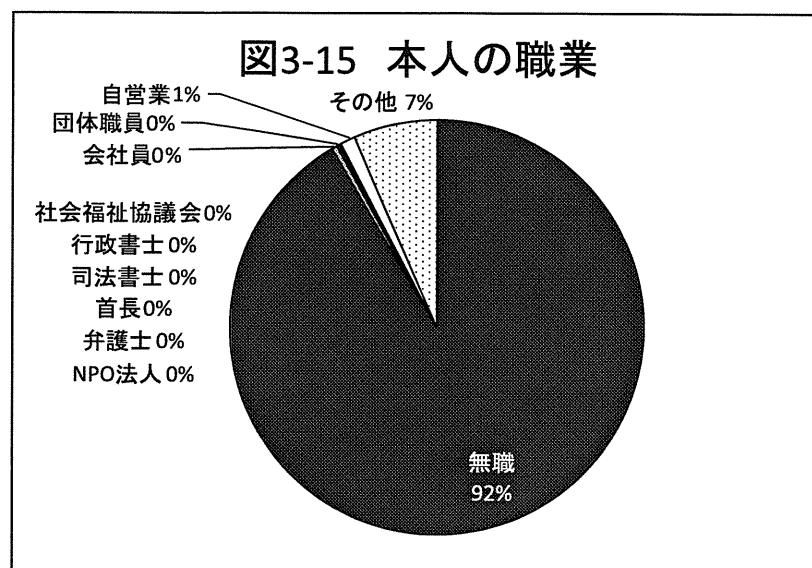


(5) 後見関係者別の職業構成

a. 本人の職業

次に、後見関係者それぞれの職業構成について概観する（図3-15）。

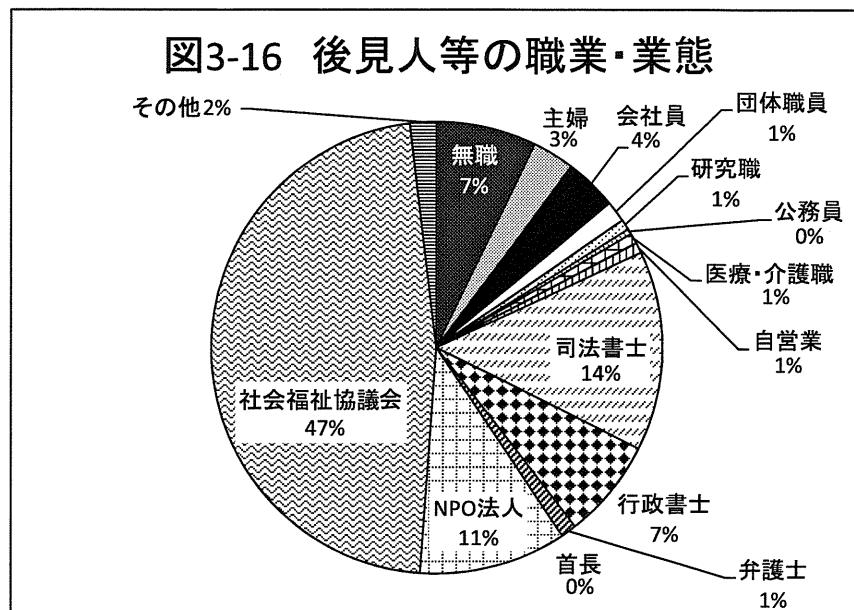
まず本人については、無職の人が9割以上を占めている。何らかの職業に就いている人もごくわずかながら存在するが、ほとんどの場合において、本人は働いていない（というより、そもそも働くことが難しい状態にある）といえる。



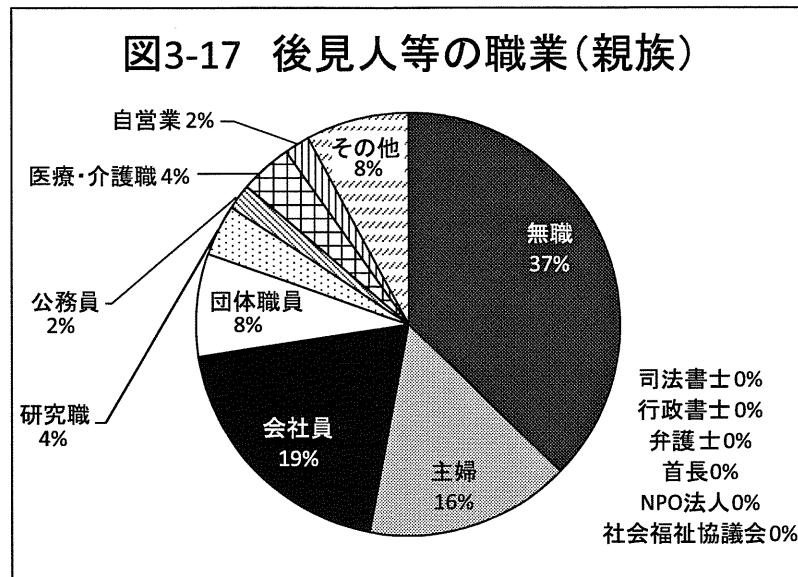
b. 後見人等の職業

続いて、後見人等の職業構成についてみてみる（図3-16）。

今回の調査では、後見人等に関しては、社会福祉協議会が最も多く、全体の半数近くを占めた。これに続いて司法書士（全体の14%）、NPO法人（11%）、行政書士（7%）の順となっており、全体の構成では法人や専門職が多数を占める形となっている。



これを親族後見に限定してみてみると、後見人等の職業として最も多いのは無職（37%）であり、次いで会社員（19%）、主婦（16%）などとなっている（図3-17）。より少ない職種としては、団体職員（8%）、研究職（4%）、医療・介護職（4%）などもみられる。



c. 申立人の職業

さらに申立人について見ると、首長が申立人となるケースが約4割と非常に高い割合となっている（図3-18）。これは、第三者後見（特に社協）の場合に、首長申立という形式がとられることが多いためである。第三者後見において、全体の4割弱（39%）が、首長による申立となっている（図3-19）。

またこれと並んで、無職の人が申立人となっている例も多くみられる（全体の3割強）。こうしたケースの多くは親族後見であり、親族後見における申立人のおよそ4割弱（36%）が無職となっている。

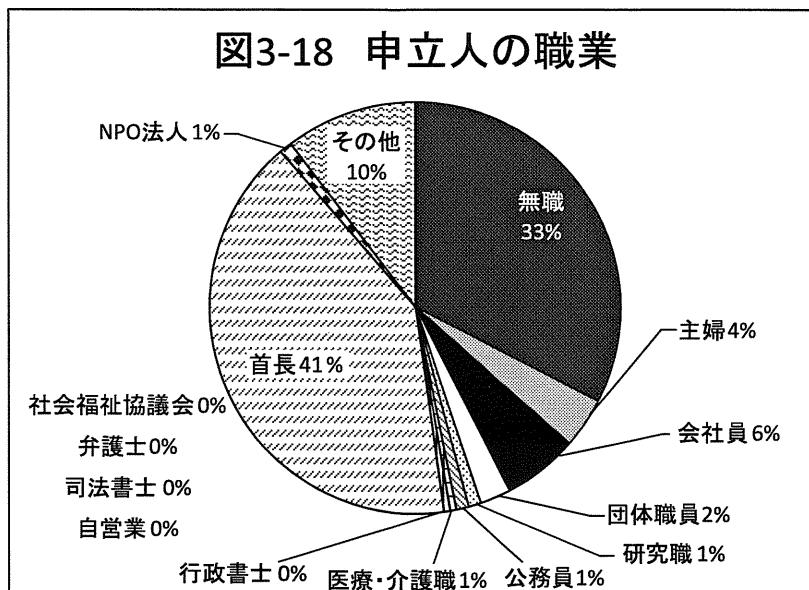
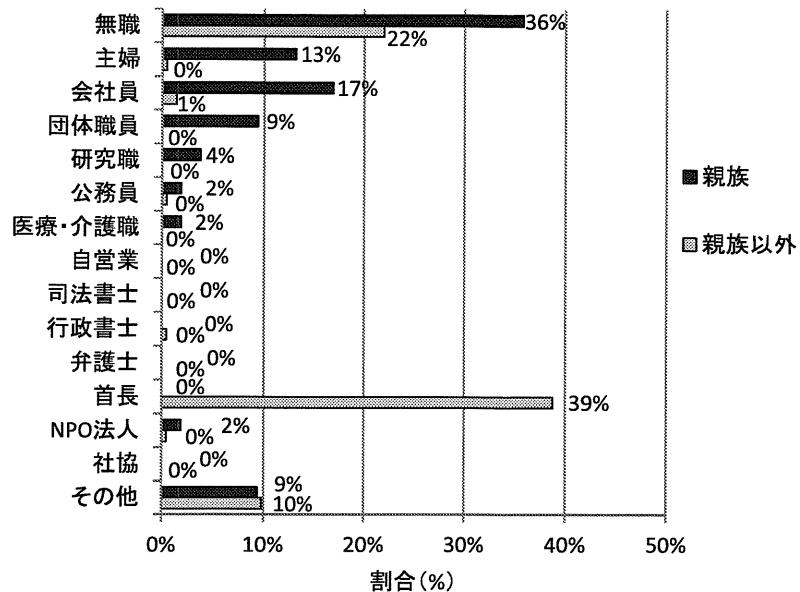


図3-19 申立人の職業(業態別)

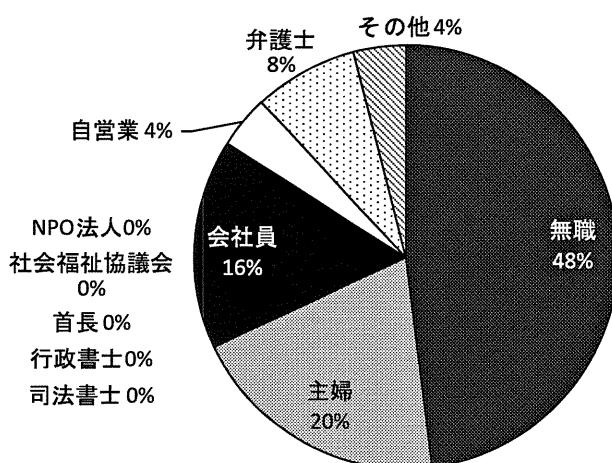


d. 協力者の職業

最後に、協力者について見てみる（図3-20）。

協力者の職業構成は、親族後見における後見人等のそれに類似している。具体的には、無職（全体の48%）、主婦（20%）、会社員（16%）などの職種が多く、この3つで全体の8割強を占めている。これは、親族後見における協力者が、主に本人の子やその兄弟、配偶者といった後見人等の近親者によって構成されていることを反映しているものと考えられる。

図3-20 協力者の職業

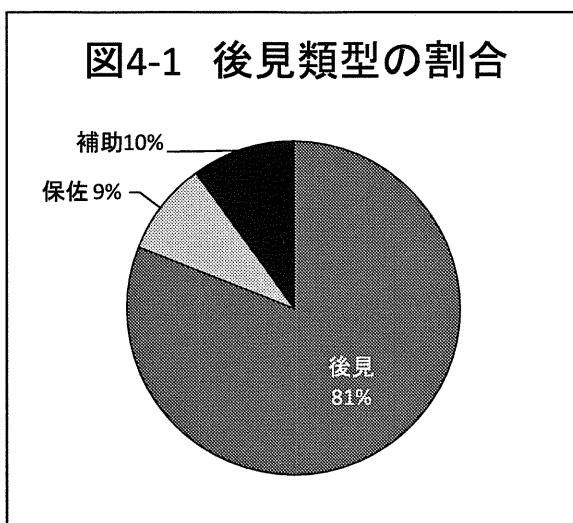


4. 後見等の形態

(1) 後見の類型や人数など

まずははじめに、各後見事案における後見類型について見てみる（図4-1）。

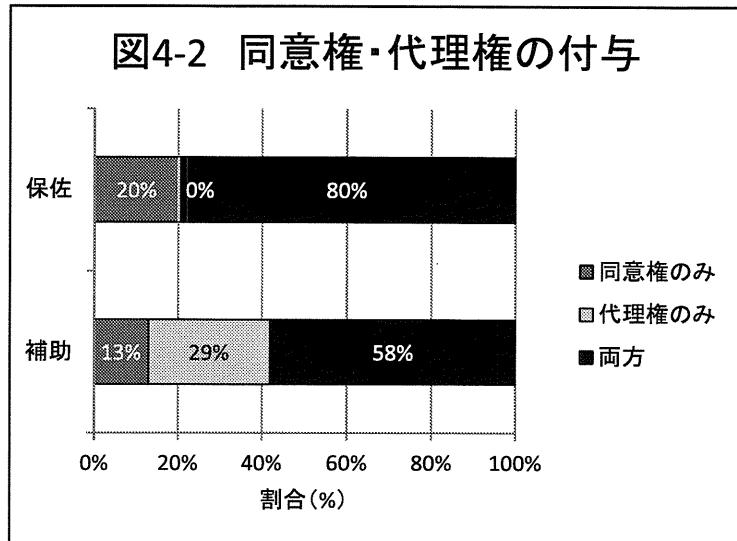
本調査の調査対象においては、法定後見が全体の約8割（81%）で最も多く、次いで補助が10%、そして保佐が9%であった。（ただし今回の調査においては、補助類型が用いられている調査対象が比較的多いという特徴がある。この点、実際の補助類型の割合は3～4%程度と推定される〈最高裁判所、「成年後見関係事件の概況（各年度）」〉。）



次に、本調査対象の保佐と補助の事案について、保佐人・補助人への権限付与の態様を見てみる（図4-2）。

保佐・補助への権限付与については、同意権、代理権の両方をつけていたという事案が、保佐、補助いずれにおいても最も多く、保佐で全体の8割、補助で全体の6割弱であった。また、同意権のみ付与されている事案が、保佐では全体の2割、補助では1割強であった。さらに代理権のみが付与されている事案は補助のみであり（保佐人は制度上必ず同意権を有している）、全体の3割弱がこれに該当した。

また、任意後見と未成年後見の事案は、本調査対象の中にはみられなかった。



これら後見事案の中で、1人の本人に複数の後見人等が就く、いわゆる「複数後見」の事案が、後見事案全体のおよそ1割(9%)存在した。この複数後見において、1人の本人に就いている後見人等の平均的な人数は2.4人であり、またそれらの事務配分の態様をみると、事務を共同している事案が全体の約6割(59%)で、分掌している事案が約4割(41%)であった。

また、協力者の支援を受けながら後見業務を行っている事案（ここではこれを「協力後見」と呼ぶ）が、後見事案全体の6%あり、その協力者の平均的な人数（協力後見において、1人の本人を支援する協力者的人数）は1.6人であった。

さらに、1人の後見人等が複数の被後見人等を同時に担当する事案（ここではこれを「複数被後見」と呼ぶ）が、後見人全体の5%を占めていた。

また、後見の形態変化についてみると次のようである。

まず、類型変更（保佐から後見への変更など）についてみると、今回の調査で類型が変更された事案はごくわずかであった（全体の0.4%）。さらに、親族後見人が辞任や解任に追い込まれたという事案も同様にごく少数であった（辞任が全体の0.4%）。

また、保佐人・補助人の有する権限が変更されたという事案が全体の約1%あり、なかでも、同意権のみが付与されていた保佐人に対して新たに代理権を付与するといったケースが多くみられた。さらに、専門職が就いていた後見事案を親族等が引き継ぐといった事案（いわゆる「リレー後見」）も、わずかながら存在した（全体の3%）。

(2) 後見人などの在任期間

a. 後見事案全体における在任期間

次に、後見人等の在任期間にについて見てみる（図4-3）。

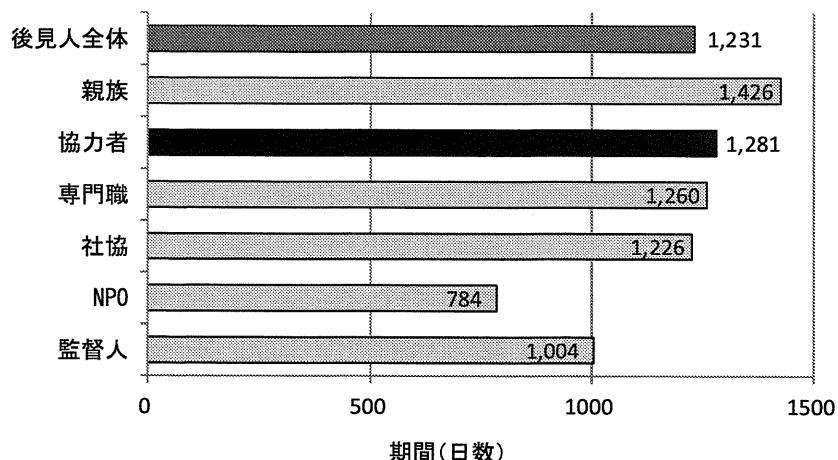
本調査において、後見人等の後見開始から調査時点までの在任期間（全後見事案）は、平均でおよそ3年4ヶ月（1,231日）であった。

NPOを除き、後見人等の業態間に在任期間にに関する大きな差異はみられないが、親族後見においては在任期間（1,426日）がやや長くなる傾向がみられる（さらに、主にこの親族後見

人を支援する協力人も、その協力期間（1,281日）は相対的に長い。

なお、後見監督人の在任期間は、平均でおよそ2年8ヶ月（1,004日）となっており、後見人等に比して就任期間がかなり短いことがわかる。

図4-3 後見人等の平均在任期間（全体）



さらに、以上の結果を客観的に明らかにするために統計的検定（分散分析）を行ったところ、各業態間の平均在任期間（全体）に統計的に有意な差（危険率1%）が生じていることが証明された（表4-1）。

表4-1 分散分析（業態別平均在任期間（全体））
の結果

	F 値	N
業態間平均在任期間の差	30.820 **	269
業態間比較	平均値の差	有意確率
親族 専門職	-13.391	1.000
社協	31.693	1.000
NPO	516.540 **	.000
専門職 親族	13.391	1.000
社協	45.084	1.000
NPO	529.931 **	.000
社協 親族	-31.693	1.000
専門職	-45.084	1.000
NPO	484.847 **	.000
NPO 親族	-516.540 **	.000
専門職	-529.931 **	.000
社協	-484.847 **	.000

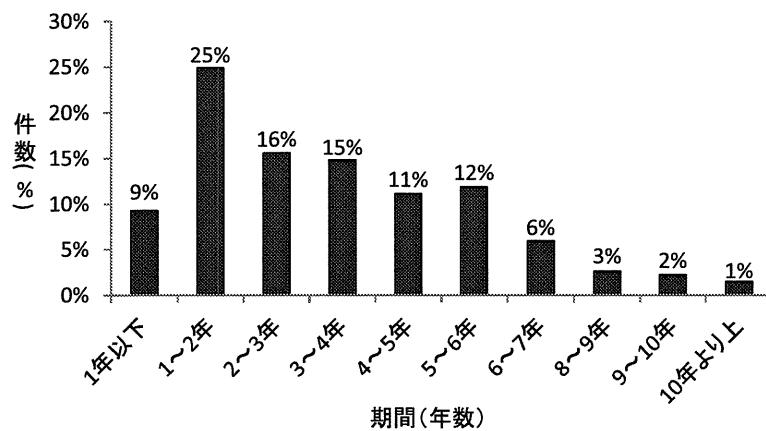
** p < .01

続いて、後見人等の在任期間（全後見事案）の分布について見てみる（図4-4）。

後見人等の在任期間としてその件数が最も多いのは1～2年間であり、全体のおよそ3割弱（25%）を占めている。以下、2～3年（全体の16%）、3～4年（15%）、5～6年（12%）、4～5年（11%）の順となっており、6年未満の在任期間の事案が全体の9割近くを占めている。後見人等の在任期間が長くなるにつれ件数が減少していく傾向にあるが、これは在任期間が長くなるほど、本人の死亡率が上昇していく（それにより後見が終了する）ためと考えられる。

以上のことから、後見人等の在任期間は、1～2年ほどの期間がもっとも多く、長くても5、6年ぐらいにとどまるのが通常であるといえる。

図4-4 後見人等の在任期間の分布
(全体)



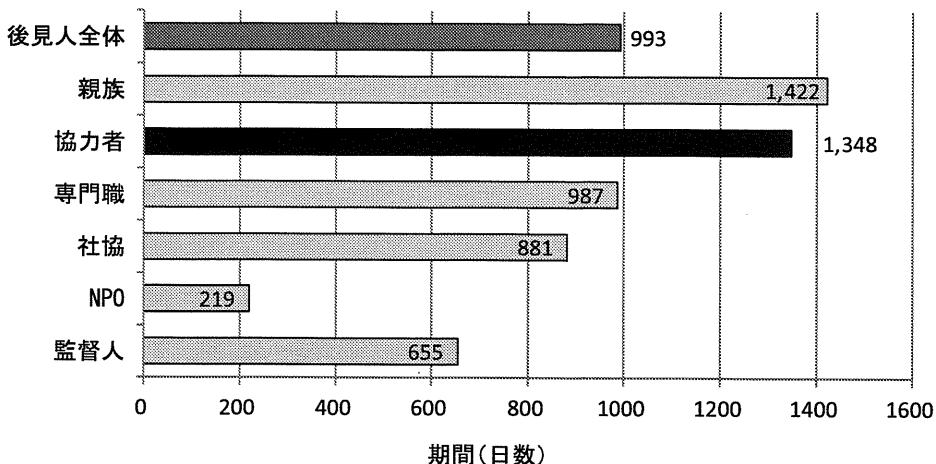
b. 終了案件における在任期間

次に、本調査対象のうち、後見終了案件に限って見てみると、後見人等の在任期間は、平均でおよそ2年8カ月（993日）であった（図4-5）。

親族後見においては、先述の継続案件を含めた場合と同様に、他の業態に比べてその在任期間（1,422日）が相対的に長いことがわかる。他方、終了案件における専門職・法人後見のそれは、継続案件を含めた場合に比べてより短くなる傾向にある（NPOの在任期間が極端に短くなっているが、これはNPOの後見終了案件のサンプル数の少なさに起因するものである）。

なお、後見監督人の在任期間は、平均でおよそ1年8カ月（655日）となっており、継続案件を含めた場合と同様に就任期間が短いことがわかる。

図4-5 後見人等の平均在任期間（終了案件）



さらに、以上の結果を客観的に明らかにするために統計的検定（分散分析）を行ったところ、各業態間の平均在任期間（終了）に統計的に有意な差（危険率 1%）が生じていることが証明された（表 4-2）。

表4-2 分散分析(業態別平均在任期間(終了))の結果

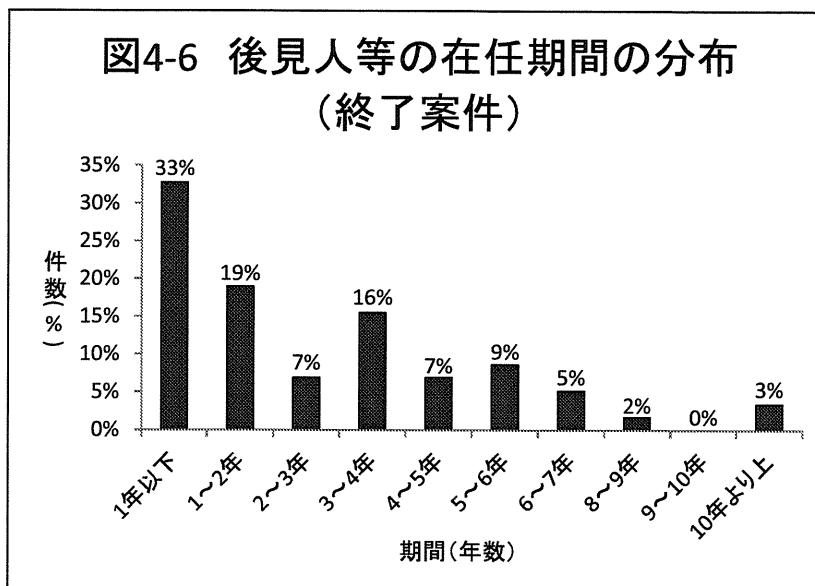
		F 値	N
業態間平均在任期間の差		22.415**	58
業態間比較		平均値の差	有意確率
親族	専門職	1009.273 **	.000
	社協	1114.533 **	.000
	NPO	1776.667 **	.000
専門職	親族	-1009.273 **	.000
	社協	105.261	1.000
	NPO	767.394 **	.000
社協	親族	-1114.533 **	.000
	専門職	-105.261	1.000
	NPO	662.133 **	.000
NPO	親族	-1776.667 **	.000
	専門職	-767.394 **	.000
	社協	-662.133 **	.000

** p < .01

続いて、終了案件についての在任期間の分布を見てみる（図4-6）。

後見人等の在任期間としてその件数が最も多いのは1年以下であり、全体のおよそ3割強（33%）を占めている。以下、1～2年（全体の19%）、3～4年（16%）、5～6年（9%）と続いている。在任期間が4年以下の事案が全体の約7割強（75%）を占めている。

のことから、終了案件については、概ね4年以内に後見が終了する例が多いことがわかる。

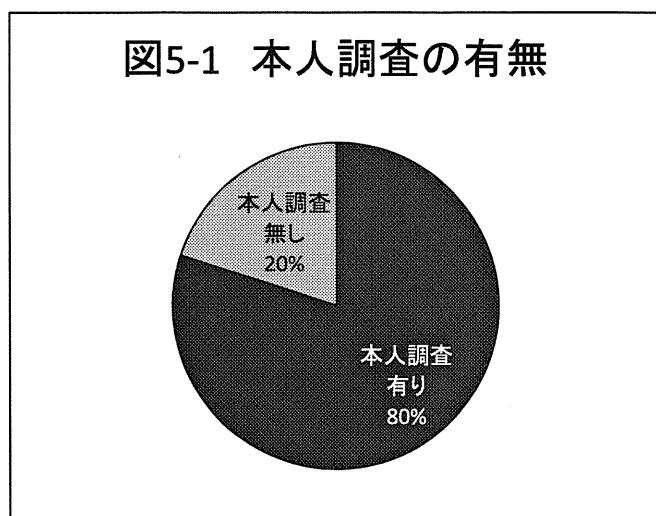


5. 後見開始申立の態様

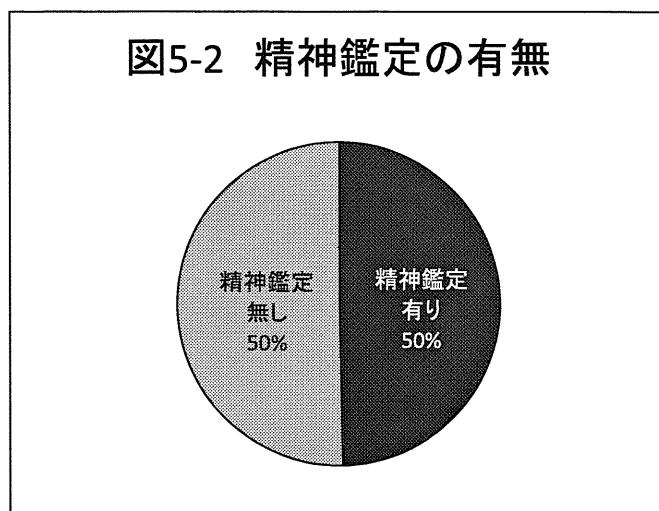
(1) 本人調査と精神鑑定

後見開始申立の審理過程について概観する（図 5-1）。

まず、家庭裁判所の調査官等による本人の面談の実施（本人調査）の有無についてみると、後見案件全体の 8 割の案件で本人調査が実施されていた。このことから、裁判所による審理過程では、ほとんどの場合において本人調査が行われていることがわかる（逆に、本人が後見を必要としていると明らかに判断されるような場合には、本人調査が実施されない場合が多い）。



また、本人の精神鑑定の有無についてみると、全体の半数の案件（50%）で鑑定が行われていた（図 5-2）。本人に適用される後見類型を決める際の判断材料として、かつては精神鑑定がしばしば実施されてきたが、近年ではその実施率は低下傾向にあり、2011 年の後見全体の案件における実施率は 13.1% であった（最高裁判所、「成年後見事件の概況（平成 23 年）」）。



さらに、この精神鑑定における鑑定料の金額の分布を見てみる（図5-3）。

すると、親族後見の場合には約5万円の件数が全体の7割弱（65%）を占める一方で、親族以外の後見の場合には約10万円の件数がおよそ7割（71%）を占めており、鑑定料の相場がこれらの水準にあることがうかがえる。ただし、鑑定料の金額が、本人の病状ではなく、もっぱら後見人等の業態によって大きな差異が生じているという事実は、鑑定料の算定根拠の客觀性に疑義を抱かせるものであるといえる。

また、この鑑定料は近年低下傾向にあり、2006年の平均鑑定料が約91,000円であったのに対して、2009年以降の鑑定料の平均額は53,000円となっている（約4割の低下）（図5-4）。

図5-3 鑑定料の分布

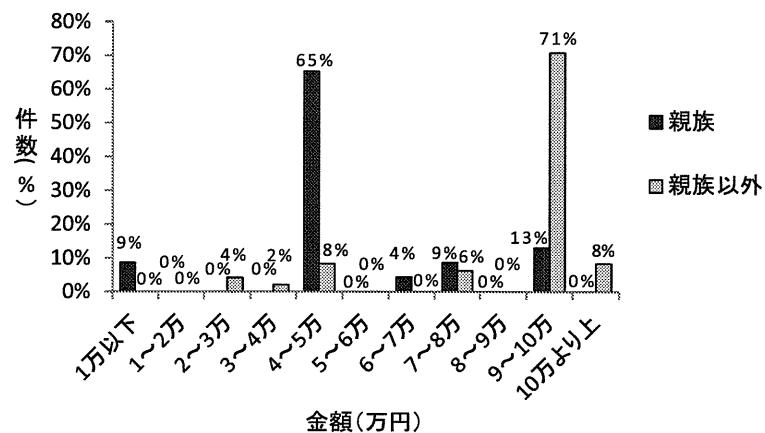
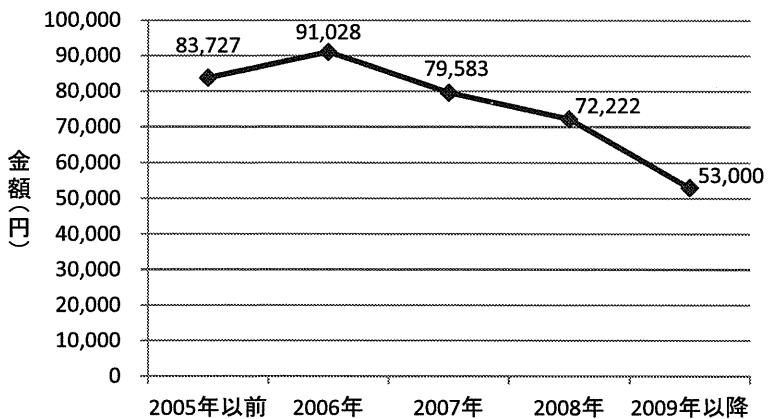


図5-4 平均鑑定料の推移

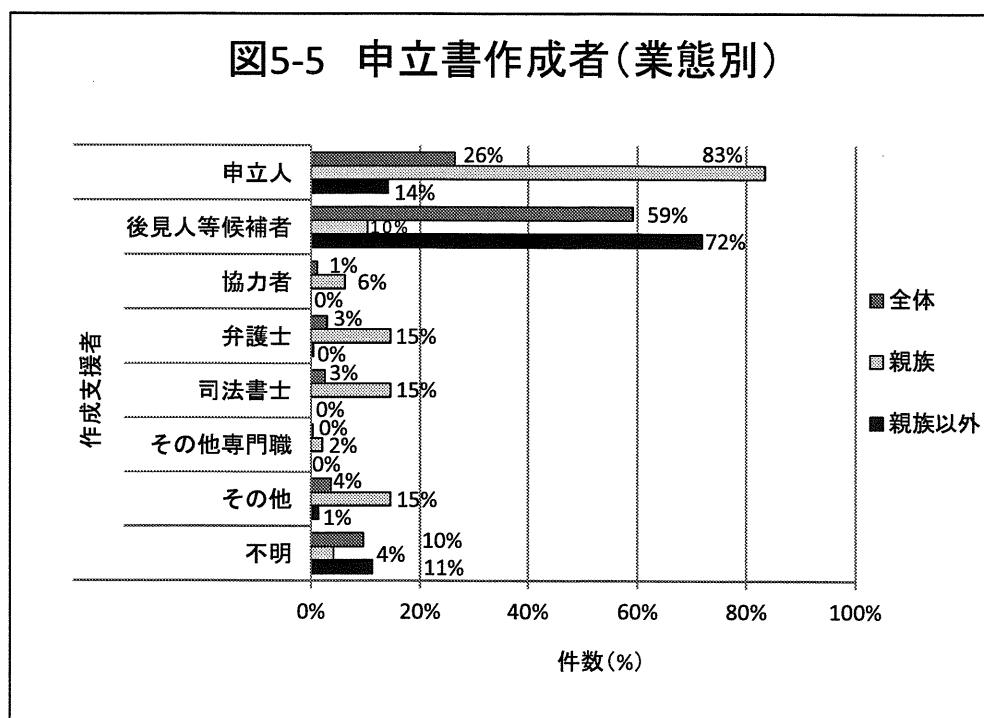


(2) 後見開始申立書の作成

次に、複数回答にて収集されたデータをもとに、後見開始申立書の作成者について概観する(図5-5)。

まず親族後見においては、ほとんどの場合、申立人自身が申立書を作成している(親族後見事案全体の約8割)ことが分かる。また、約3割の事案で専門職(特に弁護士や司法書士)が、さらに1割強の事案でNPO法人等が、申立人による申立書の作成作業を支援し、また支援者自ら申立書を作成している。なお、親族後見においては約1割の事案で後見人等候補者が、また1割弱の事案で協力者が、それぞれ申立書作成作業に携わっている。

次に、親族以外の後見については、申立人が自ら申立書を作成する例は1割強にとどまっているのに対して、後見人等候補者がその作成支援をしている例はおよそ7割にも達している。このことから、親族以外の後見の場合には、NPO法人や社会福祉協議会といった後見人等候補者が、実質的な申立書の作成主体になっていることが分かる。



(3) 第三者後見人および監督人選任の理由

a. 第三者後見人選任の理由

次に、第三者後見人等および監督人の選任が行われた理由について検討する。

一般的な後見の形として、1人の被後見人(本人)に対して1人の親族(あるいは複数の親族)が後見人等として就くというのが基本的な形態である。しかし、何らかの理由で親族が後見人等に就くことが困難な場合、もしくは専門職等が親族後見人をサポートする必要が生じる場合も少なからず存在している。具体的には、専門職や社会福祉協議会、NPO法人等が、親族の代わりに後見人等として選任されるケースや、専門職後見人が親族後見人をサポートする

ために複数後見人として選任されるケース、さらには親族後見人を監督するために専門職等の後見監督人が選任されるといったケースである。

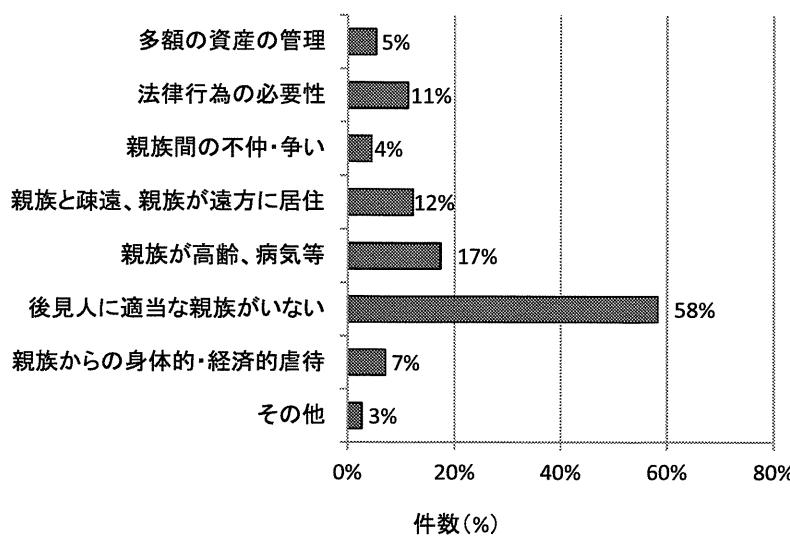
そこで、第三者の後見人等が選任された事案について、その理由（なぜ親族ではなく第三者が選任されたのか）を調査した結果（複数回答）をみると、次のような特徴を指摘できる（図5-6）。

第一に、親族に後見人等を任せられる適任者がいない、ということを理由とするものが非常に多いことが指摘できる。具体的な理由としては、「後見人に適当な親族がいない」が最も多く、全体の約6割程度（58%）を占めていた。これに続く「親族が高齢、病気等」（17%）、「親族と疎遠、親族が遠方に居住」（12%）も同様に親族に適任者が不在であることを理由とするものであり、これら3つの項目で全体の約8割にも達している。これらのほかに、「親族間の不仲・争い」（後見や相続等をめぐって親族間に争いがあり、その中の親族の1人に後見を任せるのは適当ではないと裁判所によって判断されたケースなど）が4%、「親族からの身体的・経済的虐待」が7%みられた。

第二に、しばしば専門職の優位性が主張される資産管理や法律行為などの必要性を理由とする第三者の選任は、実際には限定的なものにとどまっている、ということである。「多額の資産の管理」（本人の保有資産が一定額以上あり、親族後見人ではこれを管理することが難しいと裁判所によってみなされたケースなど）はわずか5%にとどまっているほか、「法律行為の必要性」（近い将来、訴訟や不動産売却等、法律行為を行うことが予定されており、法律等の専門職を選任しておいた方が適当と裁判所によって判断されたケース）も全体のおよそ1割（11%）であった。

このように、後見人等として第三者が選任される理由としては、法律業務等における専門職の優位性といった積極的な理由にもとづくものよりも、むしろ親族における適任者の不在といった消極的な理由にもとづくケースの方が圧倒的に多いことがわかる。

図5-6 第三者後見人が選任された理由

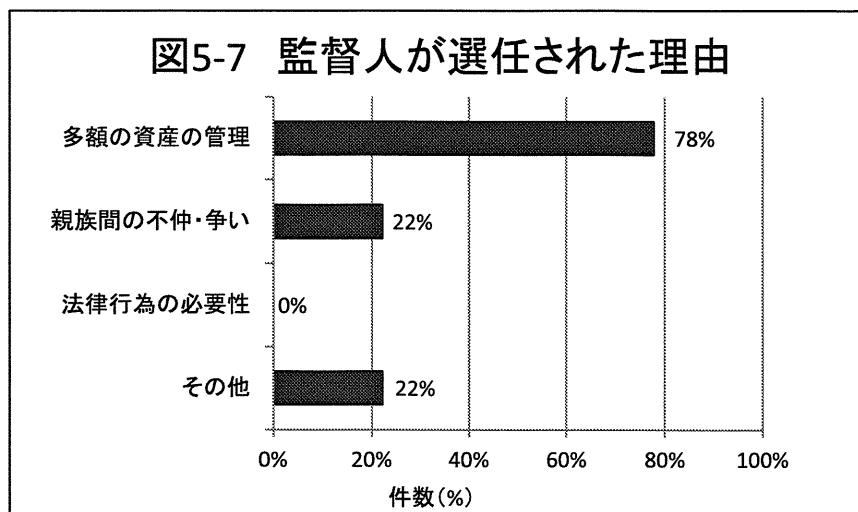


b. 後見監督人選任の理由

次に、後見人等を監督するために後見監督人が選任された事案について、その理由をみると次のようである（図 5-7）。

本調査においては、まず「多額の資産の管理」が最も多く、全体の 8 割弱（78%）と多数を占めていた。これに次いで、「親族間の不仲・争い」が 2 割程度（22%）であった。

一方で、「法律行為の必要性」については 0% になってしまっており、これを理由とした選任はみられなかった。このように、裁判所からみて、高額の財産管理など、親族には少々難しい案件とみなされるものについては、専門職等が後見監督人として選任される傾向がみられる。



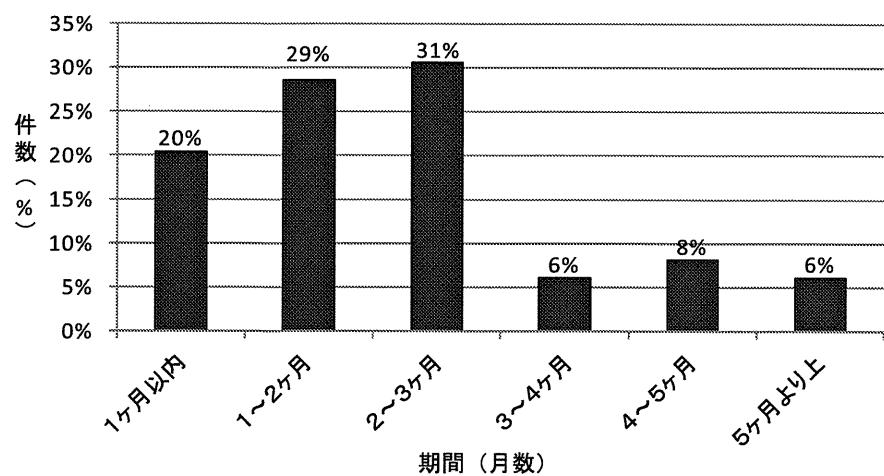
(4) 開始審判までの期間

次に、後見申立を行ってから裁判所によって後見開始の審判がなされるまでの期間の長さについて概観する（図 5-8）

後見開始申立から後見開始の審判までにかかった期間をみると、最も件数が多いのは 2 ~ 3 ヶ月（31%）で、続いて 1 ~ 2 ヶ月（29%）、1 ヶ月以内（20%）となっており、この 3 つの項目で全体の 8 割を占めている。

のことから、多くの場合において、申立が行われてから 3 ヶ月以内（平均 70 日程度）には後見等開始の審判が行われていることがわかる。しかし一方で、審判までにかなりの時間を要した事案も少なからず存在しており、審判までに 3 カ月以上を要した事案が全体のおよそ 2 割を占めている。ただし、近年では後見開始申立の審理期間が短縮化される傾向にあり、2011 年には申立件数全体の 82.4% が 2 カ月以内に審理を終えている（最高裁、「成年後見事件の概況（平成 23 年度）」）。

図5-8 申立から開始審判までの期間の分布



6. 本人の状況

(1) 本人の健康状態

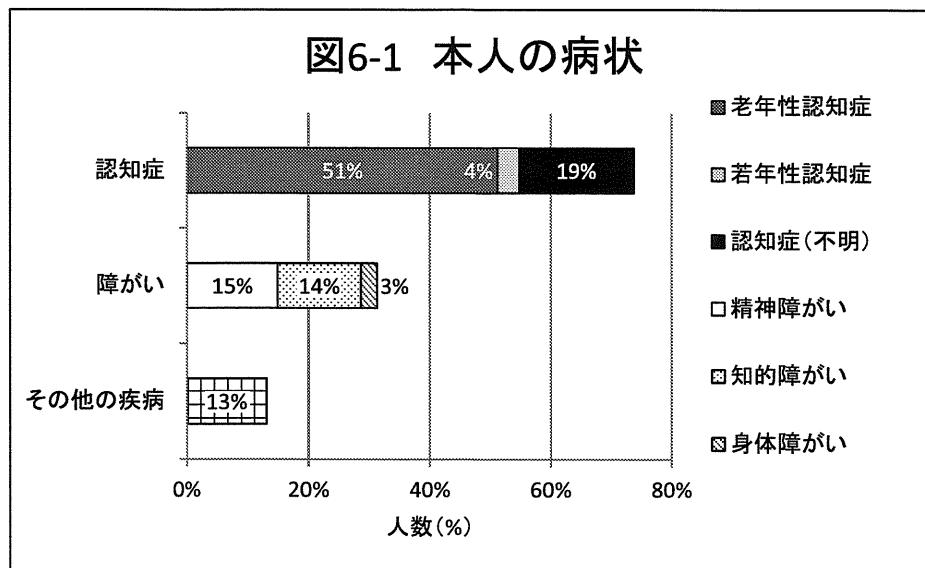
被後見人等（本人）の健康状態について概観する（図6-1）。

そもそも後見制度は、事理弁識能力が不十分とみとめられる人を対象とした制度であり、それゆえ制度利用者の大半は認知症など何らかの疾病を抱えている。

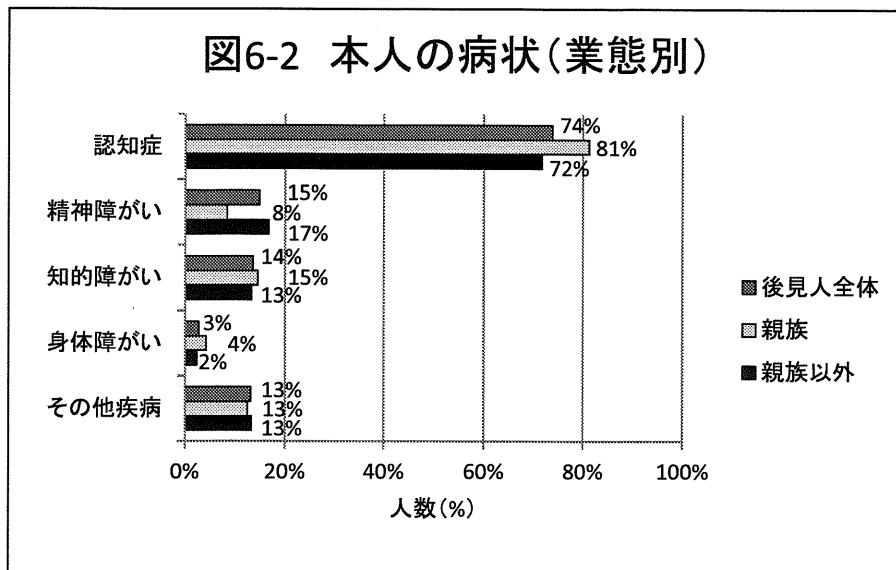
本調査においては、被後見人等のうちの74%が認知症を患っていた。また、そのうちの93%が老年性の認知症、また7%が若年性の認知症であった（不明分を除く）。その一方で、知的・精神・身体障がい者が被後見人等全体の約3割強（精神15%、知的14%、身体3%）を占めているほか、さらに全体の1割強（13%）の人が上記以外の慢性病等の疾病を患っていた。なお、これらの疾病や障がいを複数同時にもっている人も少なからず見られた（ただ、身体障がいがあるいは、「その他の疾病」）だけをもつ人が被後見人となっている事例は、1例も見られなかった）。

また、調査対象者の多くが要介護認定（1～5）を受けており、その認定の程度は平均で約2.5であった。そして、この要介護認定の程度は、後見開始後に徐々に上昇していく傾向がみとめられ、本調査時点において平均3.3まで要介護度は上昇していた。

さらに、調査対象の少なからぬ人達が、精神・知的障がい等の認定を受けていた。それらの各種認定の程度（後見開始時の平均値）を示すと、障がい程度区分（1～6）が約2.3、精神障がい認定（1級=1、2級=2、3級=3）が1.3、知的障がい認定（A=1、B=2）が1.7、身体障がい認定（1級=1、2級=2、3級=3）が1.9であった。



また、本人の病状について業態別に見てみると、親族後見において精神障がいの割合がわずかに低いものの、親族後見の場合と親族以外の後見の場合とで、全体的な傾向に大きな違いは見られなかった（図6-2）。このことから、親族後見はもちろんのこと、親族以外の後見においても、本人の状況、特に健康状態を理由とした選別等（たとえば、精神障がいを患っている人の後見は回避するなどの対応）は、特に行われてはいないということが示唆される。



(2) 本人の居住状況

a. 本人の居住場所

被後見人（本人）の居住状況について概観する。

後見活動の態様は、本人の居住状況に大きく規定される。なかでも大きな要素となるのが、①本人と後見人等との居住関係（本人と後見人等は同居しているのか否か）と、②本人の施設入居状況（本人は介護施設や病院等に居住しているのか否か）の2点である。一般に、後見人等は本人と同居している方が身上監護を行いやすい。また、一般に高齢者の多くは、できるだけ長く自宅で暮らし続けたいと望む傾向にあり、こういった本人の望みを可能な限り実現できるような後見活動を行っていくことが、後見人等には求められている。

この点につき、本人と後見人等とが同居しているケースは非常に少なく、両者が同居していた事案は、後見開始申立時に全体の4%、後見開始後はさらに減少してわずか3%であった（図6-3）。

これに対して、本人が独居もしくは施設に入居している割合は非常に高く、後見開始の時点において8割強となっている。本人の多くは、病院や施設等に入居（全体の6割強）しており、また、一人で暮らしている人が全体の約2割、後見人等以外の親族と暮らしている人（本人夫婦世帯や子と暮らしている世帯など）が1割程度となっている。そして後見が開始された後、後見人等や親族などの別居の割合は約9割にまで増大し、しかも本人の施設等居住率も約8割強にまで増加している（図6-4）。

このように、本人の居住状況については次のようにまとめることができる。すなわち、後見開始申立時から、本人は独居ないし施設居住となっているケースが多いが、後見開始後、本人の施設等への入居がさらに進んで、本人のほとんど（8割以上）が施設居住になってしまふ、ということである。

図6-3 本人の住居(開始時)

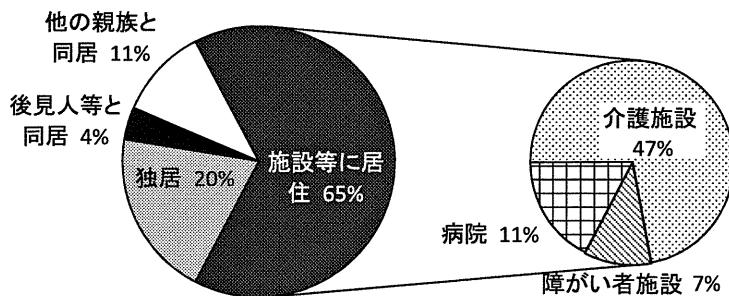
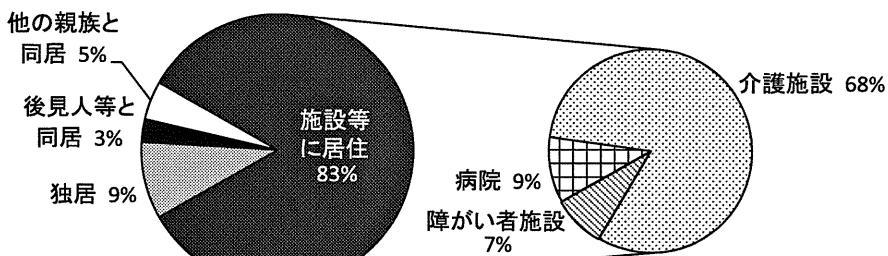


図6-4 本人の住居(開始後)



b. 施設入居先の内訳

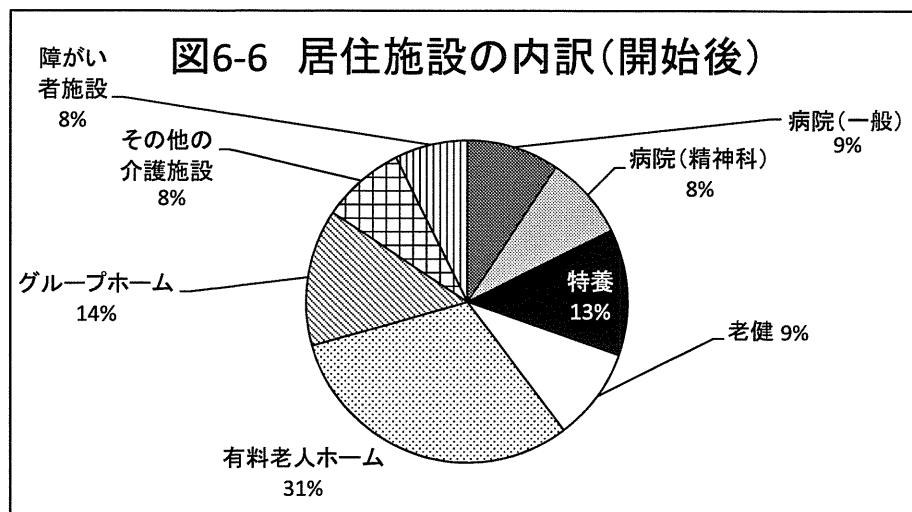
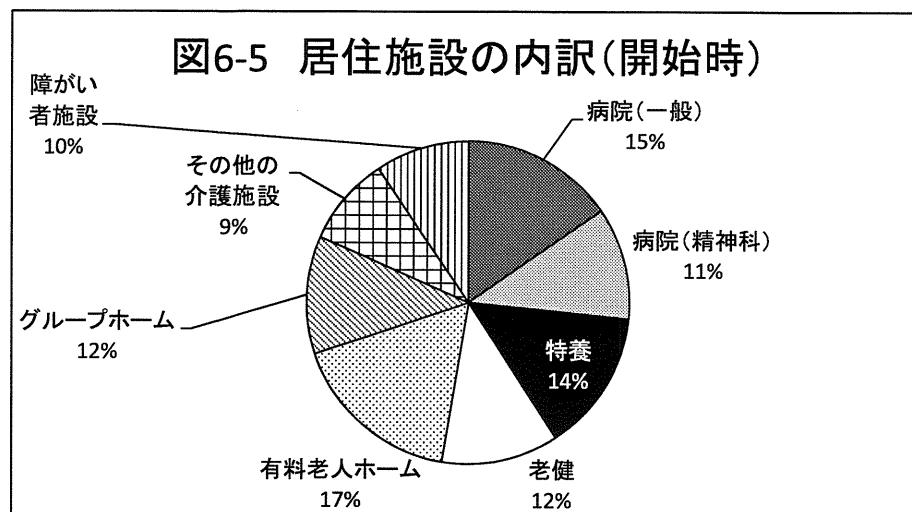
次に、施設等居住者が入居している施設の内訳を見てみる。

後見開始時においては、居住場所として病院が最も多い、施設等居住者の3割弱（一般15%、精神科11%）が入所していた（図6-5）。これに次いで、有料老人ホーム（17%）、特別養護老人ホーム（14%）、老人保健施設（12%）、グループホーム（12%）などの施設が、被後見人等の入居先となっていた。

そして後見が開始された後には、この施設の居住状況は大きな変化をみせる（図6-6）。もっと多くの人の居住先となる施設は有料老人ホーム（31%）となり、続いて、病院（一般9%、精神科8%）、グループホーム（14%）、特別養護老人ホーム（13%）などとなっていた。

このように、施設等居住者の居住先については、後見開始時と開始後において大きく様相が

変化している。後見開始後に、有料老人ホームやグループホームへの入居率が高まる一方で、病院の入所率が大きく低下しているのである。このように後見開始後に、有料老人ホーム等を居住先とする人が増加している背景には、特別養護老人ホームへの入居待機者が、入居できるまでの滞在先として老健を利用したり、特養への入居を諦めて有料老人ホーム等に入居したりするケースが多いといった事情が挙げられる。



c. 施設等への入居状況

次に、被後見人等の施設への入居状況の変化について見てみる（図6-7）。

施設等居住者のうち、最も多い入居状況のパターンは、後見開始時から施設等に一貫して居住している（途中、別の施設等に移転したというケースを含む）というものであり、その割合は全体のおよそ6割程度（59%）となっている。また後見開始後に、新たに施設等に入居したというパターンも全体の2割強（25%）を占めており、後見開始後に何らかの施設に居住している人は、あわせて全体の8割強（84%）にも上ることがわかる。

他方、一貫して施設等へ未入居の人の割合は全体の16%に過ぎなかった。この点につき、後見活動において重視されるべき要素のひとつである身上監護の観点からいえば、本人がなる

べく施設等に入居することなく、在宅介護などを利用しながら自宅での生活を維持できるようサポートすることが望ましいといえる。しかし実際には、後見開始前後において、本人が施設等への入居を余儀なくされるケースが多いというのが実態である。

また、この本人の施設入居状況の変化を業態別にみると、専門職とNPO法人による後見において、本人が一貫して施設に居住している割合が相対的に少し高い点が注目される（図6-8）。

図6-7 施設等への入居状況

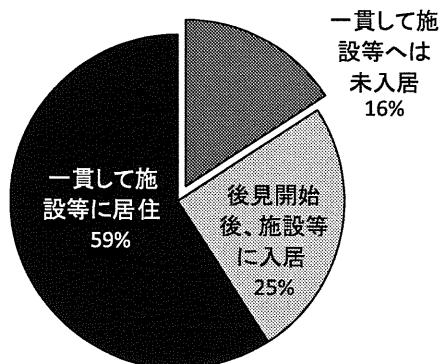


図6-8 施設入居状況（業態別）

